

令和4年度 防府市文化財審議会 議事要録

開催日時：令和5年2月9日 13:00～16:00

開催場所：防府市文化財郷土資料館2階講座室および周防国分寺

参加者：

〔委員〕岡本麻美、國守進、田中晋作、田中誠二、坪郷英彦、中川明子(国分寺現地協議以降)、南敦

〔事務局〕防府市教育委員会教育部

部長 高橋光男

文化財課

課長 桃井芳枝

課長補佐 重村順治

専門員 杉原和恵、羽鳥幸一、佐々木達也、鞆雅子

会議次第

1 開会挨拶

2 会長・副会長選出

3 議事

- (1) 【報告】市指定有形文化財『木造金剛力士像』（国分寺）のき損について
- (2) 【報告】市指定有形文化財『末田の窯業生産工房及び登窯』の現状変更について
- (3) 【報告】市指定史跡『車塚古墳』の破損と応急処置について
- (4) 【報告】防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業の実施状況について
- (5) その他 事業報告・事業計画について

4 その他

《防府市文化財保護条例により会議成立》

《会議公開の了承》

1 開会挨拶

事務局：A 委員の到着が遅れていらっしゃいますが、開会予定時間（午後1時）を過ぎましたので、只今より、令和4年度防府市文化財審議会を開催します。

【教育部部長挨拶】

事務局：防府市においては、会議は原則として公開しております。これに則しまして本審

議会も原則公開とし、傍聴や報道関係者の同席を了解するとともに、HPで会議録も公開できればと考えておりますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

事務局：それでは、本審議会を公開することとして進めさせていただきます。

次に委員の皆様を紹介いたします。資料の中の委員名簿に示しておりますが、B委員の退任に伴いまして、令和4年7月1日付で、新たにA委員にご着任いただきましたので報告いたします。A委員には、特に建築分野等の専門家としてご指導いただきたく存じます。

なおB委員は、ご退任の後、昨年5月19日に逝去なされました。生前には、防府市文化財行政に多大なるご尽力を賜りました。ご冥福をお祈りする次第でござります。

本審議会の委員構成は、再任の委員を合わせて8名の委員構成となっておりますが、C委員は本日欠席とのご連絡をいただいております。本日の審議会には、8名中現在6名、過半数の委員のご出席をいただき、本審議会の開催要件を満たしていることを併せて報告させていただきます。

【委員紹介】

【続いて事務局自己紹介】

2 会長・副会長選出

事務局：それでは次第「2」の、「会長・副会長選出」を行います。会長、副会長は、委員の互選により定めることとなっております。まずは会長の選出ですが、ご提案や立候補などございませんか。

D委員：会長について、事務局からのご提案などはございますか？

事務局：特にご意見がないようでしたら、前回まで副会長をお務めいただいたF委員にお願いしたいと考えておりますが。

E委員：賛成します。

事務局：F委員、いかがでしょうか。

F委員：はい、お引き受けします。

事務局：それでは、会長はF委員にお願いしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

《拍手承認》

事務局：次に副会長選出ですが、立候補・ご提案等ございませんか？

《特になし》

事務局：F委員、会長としてのご推薦等はございませんか。

F 委員：よろしければ副会長は D 委員にお願いできたらと思いますが。

事務局：D 委員、いかがでしょうか？

D 委員：私でよければお引き受けいたします。

事務局：それでは、副会長は D 委員にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

《拍手承認》

事務局：それでは、新たに会長、副会長が選出されたので、お二方より一言ずつご挨拶をお願いいたします。

【会長の挨拶】

【副会長の挨拶】

事務局：これから「議事」に移りますが、まずは国分寺で現地をご確認いただきます。議事（1）仁王像に加えて、「その他」の国分寺旧境内保存整備については、現地で進めさせていただきます。その後資料館に戻りまして、続きの議事（2）以降を進めるという流れを予定しております。

それでは、移動のマイクロバスがすぐ外の駐車場に待機しておりますので、議事（1）の国分寺関連の資料をお持ちいただき、車への移動をお願いします。

3 議事

（1）【報告】市指定有形文化財『木造金剛力士像』（国分寺）のき損について

〔周防国分寺現地-仁王像〕（A 委員合流）

国分寺住職：本寺の仁王像は市の文化財指定を受けていますが、破損の状態がひどく、皆様のお力を貸していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

事務局：国分寺は旧境内全体が国史跡になっており、その範囲内には国の重要文化財である金堂や、県・市指定、未指定の文化財が所在しています。そのため、いろいろな文化財の状況を取りまとめつつ整備していくことを考えております。今年度から国の史跡整備事業が採択されまして、後ほど見ていただく所の修復を行っているところです。

現状、喫緊は平成 26（2014）年に市指定文化財になった仁王像の吽形で、崩壊が始まっています。また阿形も損傷しております。併せて見ていただいてご意見をお願いできればと思います。

吽形は一昨年にこれ以上倒れないように防護柵を設置しました。吽形が柵にギリギリ接触しないように設置して、現在まだ触れていない状態を保っています。仁王像二体は、16世紀前半の作風を色濃く残しております。高さが 3.5 m ほどございます。

《吽形について》

G 委員：これはシロアリ被害でしょうか。

事務局：そうです。

G 委員：仁王像の表面に塗ってあるのはニスですか。ニスであればシロアリ被害は受けにくいいんです、逆に内部はシロアリ被害を受けやすくなる。

事務局：詳細はわかりません。

G 委員：ベンガラを溶かしたニスを塗ってるんじゃないですかね。

H 委員：彩色の後から塗られている可能性はありますね。今後大きな部位が落ちてくることはないんでしょうか。

事務局：現状ではないんですが、以前、一度全体を掃除したあとに落ちていたことがあります。

G 委員：芯の部分がほぼシロアリ被害を受けていますね。

H 委員：金属が膨張して周りが広がっている。完全に断面がむき出しの状態ですね。

D 委員：これはひどい。まさに裂けるという状態ですね。建物のほうは大丈夫なんですか？水回りの問題などは。

住職母：昭和 30 何年かに修理しているので建物は今のところ問題ないですが、仁王像はこの大きさのものを修復するのはだいぶ難しいんでしょうね。

G 委員：この状態なら、まだ修復の見込みがあるんじゃないでしょうか。

事務局：しばらく楽浪文化財修理所と連絡がとれていなかったんですが、昨日連絡がとれて状況を説明しましたら、「やりたい」と前向きでした。

H 委員：前回の修復の見積もりは何年くらい前なんですか。

事務局：4 年程前です。

I 委員：これがいわゆる箱形という構造なんですね。

H 委員：そうです。ただ、頭部が残念なことになっていて。

G 委員：ヒノキの芯材を使用してるんですかね。

F 委員：木の上に直接彩色を施してますか。

事務局：木の上に布をかぶせて、漆を塗って彩色しています。彩色は近世に入ってからだと思います。

G 委員：彩色にはベンガラも使用されているんでしょうか。

事務局：はい、確かに。後世の修復は入っていますけど、大内氏全盛期のかたちをよく残している像です。

E 委員：中は空洞なんですか。

事務局：箱造といいまして、箱に仏像の部品を取り付けていく工法なんですが、それゆえに崩れやすいんですよね。

D 委員：上半身が後方に反ってしまったために負荷がかかってるんでしょうね。

事務局：現状絶妙なバランスで保たれています、引っかかっているために部品が落ちてこないんだろうと思います。

D 委員：逆に言えば、少しでもバランスが崩れれば首も胸もすべてが落っこちるということか。

事務局：そうなりますね。

D 委員：これは仁王門から出すのも大変なんじゃないですか。

H 委員：解体して出すしかないでしょうね、上から順番に。無事な部分が少ないのがつらい。

事務局：来年度修理設計をしてもらえるかもしれません。

D 委員：解体修復は何年くらいを予定してるんですか。

事務局：3年を予定しています。民間の仏師工房は、像が大きすぎて引き受けてくれないんですよ。唯一、滋賀県の楽浪文化財修理所が手を擧げてくれたんです。阿形の方はまだ比較的状態がいいんですが、あちらも併せて修理を行った方がいいと考えています。

G 委員：外側の木材がしっかりと残っているから、修復できますよ。ベンガラをしっかりと混ぜたニスを使用しているからだと思いますね。通常の木材にベンガラを直接塗布したら防虫になるので、それと併せてニスも塗られているから強度がある。吽形はおそらく外側の隙間からシロアリが侵入して内側を食い荒らしたんじゃないですかね。

《阿形について》

G 委員：阿形のほうにはキクイムシが来てますね。

I 委員：鎌がしっかりと使われてますね。

G 委員：仁王像はいつくらいの時代のものですか。

H 委員：室町時代です。

I 委員：仁王門は慶長元年にできていますからね。

G 委員：こちらは漆じゃないですね。向こう(吽形)は漆が塗ってあったけど。こちらは漆の上にベンガラを塗っているんでしょうか。

H 委員：漆を塗って、彩色をしたのは後世になってからだろう。

D 委員：本来なら、ものすごく衣服に文様があったでしょうね。確認するとしたらX線写真をとるしかないですかね。上半身は裸のようですけど。

H 委員：こちらの外側は整ってはいるんですけど、内部がハチ被害でどれくらい損傷しているか懸念しています。最近、阿形周辺ではハチは確認されてないんでしょうか。

E 委員：されてないみたいですよ。

H 委員：口の周りの汚れが入り込んだ跡だと思うんですよね。

G 委員：やはり大きなヒノキ材のできるだけ内側の材が使われてるんですね。鉄の接着は切って行ってるんでしょうね。

H 委員：初めは埋まっていたものが浮いてしまってますよね。

G 委員：修復する場合は、どこに持っていくんですか。

D 委員：楽浪文化財修理所とあと一つ候補があったと思います。

G 委員：阿形吽形同時に修復は難しいですか。

F 委員：こっちは修理しなくても大丈夫なんでしょう？

H 委員：優先順位を考えると吽形の解体が最優先なんですけど、その修復の間、阿形がもつ保証がないんですよ。外見は大丈夫に見えてもハチ被害で内部が空洞になっている可能性がありますし、判断が難しい。

G 委員：一時的に隙間を石膏で埋めるだけでは難しいんですか。

D 委員：いや、全面解体しないと無理でしょうね。

H 委員：内部にハチが営巣していたこともあって、解体修理が望ましいと思います。接ぎ目に沿って解体して、一つ一つを防虫処理して樹脂を含侵して組み直す。表面は塗り直さないことが最近は多いですね。後世のものは落として製作時期のものだけ残す、という。内部はかなり補強が必要になると思います。

事務局：お金が……。

G 委員：これは市指定でよかったです。

事務局：はい、二体併せて仁王像として市指定です。

G 委員：永い目で見ると文化財は生産性が高いですからね。

I 委員：漆も浮いていますね。

G 委員：防臭・防虫、それ以外にもいろいろな処理が必要になるでしょうね。

D 委員：理化学的に、X線とか赤外線で仁王像全体を撮影して、模様などのデータも収集して残した方がいいですよね。壊れて落っこちた破片も拾い集めなくちゃ。

H 委員：足の損傷も酷いんです。まず、現状のまま運び出すことが可能なのか、ということから疑問です。ちょっと引っ掛けたら、吽形と同じ状況になる可能性もある。

事務局：建物自体は最終的には毛利重就公時代（18世紀）のものですが、それ以前のものも使いつつ改修しているようです。仁王像自体も大内氏全盛期のものを壞さず踏襲していますから、後世に残していくたいんですが、このような状態なので。

阿形の方がまだ状態は良いので、吽形を先になんとかしたいと考えています。

A 委員：金具も錆びて膨張している。修復履歴がわかるものがあるんですか。

事務局：仁王像の修復履歴は不明ですが、建物自体はかなり前から存在していたことが知られています。着色は江戸時代入ってからだと考えています。

A 委員：仁王像の製作時期の記録もないんですか。

事務局：ありません。様式や技法などから大内時代のものと推定しています。逆に解体修理で製作時期などが明らかになる可能性があります。

A 委員：詳しい金属分析も今まで一度も行っていないということですか。

事務局：そうです。

A 委員：図化もしていないんですか。

事務局：していません。

A 委員：そういった根本のところからしないといけないということですね。3Dスキャン

で図化することはできるでしょうか。

事務局：写真測量でもできないことはないと思います。

A 委員：今はハンディスキャナーなど手軽なものがありますけど、専門業者に委託するとなるとどのくらいの費用になりますかね。このあたりだと広島県に所在する「計測リサーチ」が彫刻などの文化財の 3D 非破壊測量を行っていますよ。最近はターゲットなしでもできるらしく、費用はかかるようですが橋の部材の計測など、建築系のほうからの図化例があるようです。

事務局：事業として立ち上げることも視野に考えてみたいです。

[周防国分寺現地-土塀]

事務局：平成 30 年の豪雨災害に遭い、門と塀の一部が崩れました。これまで修繕に着手できませんでしたが、今年度から国の史跡整備事業として 7 年かけて復旧していくことになりました。門のあたりは下のタタキ部分が 3cm 程流れてしまったのでバランスが悪くなり、倒壊の危険を防ぐため解体しています。門自体は寛永 9 (1632) 年に製作されたもので、防府市で現存する最も古い建築物です。様式的にも妥当で、修復する意向で進めています。あちらの書院に元々勅使が来ていたため勅使門のかたちをしていまして、格式高いものです。

災害でネックになるのが排水路問題で、現在境内の整備ができていない状況で、水が行き場を失っている状態です。なぜこのような状態になっているのか調べると、近代に入って元々あった排水溝を埋め立てるということがわかつてきました。その状況をご覧いただきたいと思います。

こちらが崩れた塀を修復している最中のものです。以前の塀は中途半端な基礎で建てられており、基礎部分に水が溜まって、水分を吸収したせいで塀が崩れた状況です。この状況で塀を復元しても同じことが起こるため、少なくとも復元修復する部分は排水溝を設置した後に行うことが良いと判断しまして、基礎の部分を堅牢に修理しています。

D 委員：以前は雨落ち——砂利を敷いた側溝のようなものがあり、地下に落として流す暗渠のようなものがあったところが潰れていたということですか。それを復活させることは可能なんですか。

事務局：発掘調査によって明らかになった排水溝の規格を基準に現代的なデザインで復旧する予定です。

D 委員：上のほうには雨落ちを作つておいて側溝的に流しながら、水は下に落ちるようにして人工的に外へ流してしまって、見える面は一応形状の復元をするということか。

事務局：発掘調査によって江戸時代の護岸を検出しているので、ある意味これを暗渠として活かしていこうと考えています。上一段の石積みがない部分は、石工さんに復旧してもらいました。

D 委員：復旧した石の下の段の石は江戸時代なんですか。

事務局：そうです。そこはいじらないままです。排水を整理するのが課題のひとつです。

また、水量などの設計も必要と考えています。

G 委員：排水の維持は難しいですよね。現状の環境を活かしながら、文化財を守るためできるだけ排水が完全になるようにしなければなりませんね。

A 委員：溝が埋まったのはいつ頃なんですか。

事務局：戦後くらいには埋まったと考えています。また、階段の部分がありますけれども、これがもう一段地中から出てくる可能性があります。

〔文化財郷土資料館講座室〕

議長：周防国分寺の現地視察を行いましたが、何か意見・質問はありますか。

H 委員：令和3年10月に視察を行った際の私見が審議会資料に載っていますが、その補足と改めて視察した意見を申し上げます。本像の保存については非常に厳しい状況です。本像が持つ文化財としての学術的価値の貴重性が本像の存続にかかる懸念点です。

本像は体部表面に比較的薄い材をつなげるよう製作しており、内部は大きな空洞になっています。寄木造りといえど、内部の空洞が大きく、そこに芯の代わりに中は空洞の箱状の立方体を込めて構造です。この構造材を止めることで一般的な寄木造りよりも少ない材木で3m近い巨像を製作可能にしています。この特徴が非常に貴重な点です。また、このような構造を用いる絵画的効果の強い仏像の製作は江戸期以降に加速していくのですが、本像は様式的に室町時代の作なので製作手法の先駆的な例として貴重であると指定時にも指摘されています。しかし現状、この特徴が本像を脆弱にしているため、そのバランスをとる保存修復が今後の大きな課題の一つになると思います。

現在は外気にさらされて虫損が深刻になっており、互いの材が引っかかりあって奇跡的に現状をとどめている状態です。特に向かって左の吽形は左半身がほとんど脱落しまして、本来接ぎ目である部分にも大きな亀裂が入って、ノリがほぼ利いていない状況になっています。今後修理を前提として考えるのであれば、そもそも解体をしなければ搬出が困難な状況ですから、応急処置ではなく全面解体修理を行う方向で進めた方がよいと考えます。その場合、材を全て分解して防殺虫処理を行い、錆が進行している釘や鎌などの金属をすべて外し、接ぎ目を調整し直して接着していく。それに加え、本像は内部の箱を芯材としているだけでは強度が保てませんので、新たに補強材を込めていかなければならぬと思います。また、虫損が深刻な下半身などの部材をどれだけ交換していくのかというところは慎重に進めていく必要があります。特に阿形は体内にハチが営巣していた形跡があるため、ハチが巣を放棄しているかの調査

も必要になります。今後も仁王門のような半屋外空間に安置するのであれば、どんな木材を修理材に使用するのかなども業者と協議して進めていくべきと考えます。

室町期の仏像の修理事例は少ないので、同規模のものと比較しても 5 年以上の修理期間が必要になるでしょう。その場合の作業の優先順位としては、いくつかのパターンを考えるのが妥当だと思います。最も緊急性の高い吽形を解体・搬出するのが第一なんですが、その後すぐに吽形の修理にとりかかるパターンもあれば、吽形は解体保存という形で残し阿形の内部調査を先に行うというパターンも考えられます。阿形の方も決して状態が良いわけではないので、一対の仁王像として修理計画を立案するのがよいのではないか。予算的には簡単ではないと思いますが、業者の見積り依頼を日々行うそうなので、仏像の専門のかたや所有者を含めた修理委員会を立ち上げて現実的に取り組めるところから始めてほしいと思います。

議長：専門的な立場から具体的な知見をいただきました。造像手法としてはかなり早い時期のものなのですね。

H 委員：そうです。

議長：価値を再認識しました。これは、審議でなく報告に対する意見・質問を言い合う場ですので、委員の皆さん自由に発言してください。

I 委員：岩井さん（元県立美術館学芸員）が視察してらっしゃるようですが、何か意見はなかったのですか。

事務局：平成 26 年の指定の際また令和 3 年においていただいたが、状態が悪いと感じたということ以外、修復等に関する具体的見解は特にいただいていません。

議長：他に何かないありませんか。

A 委員：解体修理をする場合、一般的に部材の実測記録をしながら行うということですか。

。

H 委員：その場で解体する場合は、それを兼ねて行うことになりますね。

議長：他に何かありませんか。それでは、これまでの話を考慮して、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

国分寺旧境内の土壠については、現地にてすでに説明を受けましたので、次に進みます。

（2）【報告】市指定有形文化財『末田の窯業生産工房及び登窯』の現状変更について

事務局：『末田の窯業生産工房及び登窯』は昭和期に末田が土管の生産場として非常に隆盛を誇っていた頃の様式を引き継ぎながら、作陶活動を続けている工房と登窯を、市の有形民俗文化財として平成 28 年 3 月に指定したものです。その後、土地を公有化し、文化財の構成要素となる建物や内部の機器等の寄贈を受けまして、現在では土地・建物・機材全てが市の財産となっております。これらを文化財として活用してもらうため、生産者に貸し出すかたちをとり、蛸壺を中心とする窯業生産活動を継続して

もらっております。

今回報告する内容は、令和 4 年 3 月に製作工程の一部である土練り機を取り換えたこと、それに伴い工房内の機器を配置換えたことについての現状変更です。この変更に至りました理由は、土練り機の老朽化と、土練り機が旧式のため修理を行うことが困難であり作陶活動に支障をきたしていたことにありますて、届出の書類に示したとおりです。本来であれば、事前に報告すべき事案でしたが、生産者に安定した生産活動を継続してもらうのに支障があったこと、適切な代替機を見つけるのに時間がかかったこと、新型コロナ感染防止のため審議会開催の機会を失してしまったことなどが重なりまして、今審議会での報告に至ったものです。

変更について個別に説明いたします。配布資料には現状変更等許可申請書の写しと工房内部の機器の配置図を添付しておりますので、ご覧ください。上図が指定当時の配置、下図が現状の配置です。旧土練り機は図の右下に表示している「縦型土練り機」で、代替機設置後もこのまま同じ位置に保存しております。新たな土練り機は太字で表示した場所に設置しております、元々設置していた真空タンクは 90° 程度移動して配置しております。これらに伴いまして、周辺の棚などの位置を図のように変更しております。また、成形を行う場所の主体も移動しております。

議長：末田の窯は年間 4 回程度登窯で焼成を行って、主に蛸壺を製作しております。

現在では引き上げの漁用のみならず、沈めたままの営巣用として各自治体から発注依頼が来ておりまして、その生産活動を行っているものですね。新たな土練り機を入れるのは今まで使用してきた機材が稼働しなくなり、やむを得ず代替機を入れたということで、認めざるを得ないと思いますが、何か質問・意見等はございますか。

E 委員：蛸壺でなく、鉢物としての需要を掘り起こしてみてはらどうでしょうか。そのため底の形状を少し変えたりなどの工夫をしてみたらと思いますが、このような生産品の形状の変更は現状変更に関わってくるのだろうか。問題ないのであれば、今後の事業展開として視野に入れてもらいたい。

議長：事務局から生産者に鉢物としての需要を伝えてほしい。

(3) 【報告】市指定史跡『車塚古墳』の破損と応急処置について

事務局：この事案が発生したのは一昨年のことです。車塚古墳は前方部石室部が酷く崩壊しておりまして、現在補強を入れている状態です。令和 3 年 6 月にこの天御中主神社（車塚神社）の総代から前方部石室開口部の石積みが落ちているという連絡を受けまして、現地で資料 1 の下の写真にあるように開口部角の落石を確認しました。原因としては、直上に生えている樹木の根の成長によって石が崩れたとみられます。該当部については、モルタル貼りで、現況復旧が可能であることから、モルタル付けで補修を行いました。

その一年後の令和 4 年 6 月に同じく前方部石室開口部の石積みの一部が落石した

という連絡を受けました。落石したのは、資料 3-1 の写真の隅の部分にある細長い石です。この石は角に位置し縦に積まれていることからモルタルでの応急処置はできないと判断しまして、総代と相談した結果、元の状態に修復できないため周囲に土嚢を積み、石を補強するかたちで応急処置を行いました。

議長：何か質問・意見等はございますか。

G 委員：土嚢で補強した部分はあまり見栄えが良くないので、擬木を打ちこむなどしてはどうでしょうか。古墳自体、森林化とか動植物の生態活動によって次第に崩れしていくものですが、杭を打ち込み内側に土嚢を積むことで土の流出を防止して、同時に景観にもよいと思いますが。

D 委員：現地を拝見しましたが、樹木の根が腐ってきておりまして、石積自体が築造当初のものではなく後世に仮に積んでいるものなので、基盤の部分が削れてきている状況もあって今後も落石は起こると思われます。石室や墳丘本体に手を入れるためには手続きが必要であり、方法は今後検討していく課題ありますけれども、しかるべき時期に取り組まなければならないと考えます。それまでは応急処置で当座をしのいで、中長期的な保存整備を考えた方がよいと思います。

議長：今後も現地の様子には気を配ってください。

(4) 【報告】防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業の実施状況について

事務局：昨年度から防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業補助金を交付しております。内容としては、次世代を担う子どもたちに無形民俗文化財等の継承を推進して、地域の歴史・伝統文化への理解を深め故郷への誇りと愛着を高めるために、必要経費の一部を補助する、というものです。1 件当たり最大 10 万円、令和 3 ~ 4 年度それぞれ 100 万円の予算を確保しまして、市内の民俗芸能団体を中心に募集を行いました。市内には民俗芸能連盟という組織がありまして、加盟している約 30 団体に周知をいたしました。対象は次世代の伝統芸能の演者養成に関わる教室の開催など伝承者養成に必要な事業、刊行物・映像等の記録作成や公開・公演に関わる事業、子どもが伝統芸能に触れ合える機会を創出する事業、保存に必要な専門用具・楽器・衣装等の新調・修復事業などです。詳細については配布資料に記載しております。

令和 3 年度の実績としては 4-3 に記載しており、9 団体 708,200 円の補助金支給を行いました。当初は 11 団体に交付決定していたんですが、新型コロナウィルス感染拡大の影響で 2 団体が申請を取り下げられまして、結果 9 団体となりました。令和 4 年度は、申請当初の段階で 70 万円程の支給額でしたので、7 月下旬に予算範囲内で先着順の追加募集を行いました。その結果 4 団体が申請を行い、合計 11 団体に交付決定を行っております。

事業の内訳としては、衣装・道具の維持管理・新調が多くなっております。この 2 年で市内の無形民俗文化財を継承する団体に補助金の存在を周知することができたと

考えております。

議長：何か質問・意見等はございますか。「民俗芸能連盟」とはどういったものですか。

事務局：文化財課でなく他課の管轄ですが、市内で民俗芸能活動を行っている約30団体の代表を取りまとめた連盟です。補助金事業の対象としては、この連盟と加盟しているないけれども県が把握している市内の民俗芸能活動団体も加えて対象としております。

議長：指定・未指定問わず、ゆるやかな枠組みでコミュニティ活動の一環として補助を行うのはよいことだと思う。他に質問・意見等はございますか。

I委員：萩市でも同様のことがあったが、衣装は古くなるので衣装新調が対象になることが多い。令和4年度も衣装の新調が非常に多いのはこういった背景があるからと思いますが、その場合古い衣装の取り扱いが気になるところです。保存し伝えていく必要があると思うんですが、事務局としてはどうお考えですか。

事務局：現状、衣装の保管については各団体の判断に任せておりますが、今後衣装の修復・新調について申請があった際には、古い衣装の処置についてもきちんと聴いてみたいと思います。

I委員：衣装は人前で身に着けますから、どうしても以前のものより華美になりやすいんですね。そのあたりを念頭に置いて新調する衣装にも気を配ってほしいと思います。

議長：もう2～3年くらい後には、伝統芸能を学んだ子どもたちの発表の場、晴れの舞台を創出することも検討してほしいと思います。

(4) 【報告】防府市無形民俗文化財等保存伝承活動事業の実施状況について

(5) その他 事業報告・事業計画について

- 四季山水図（雲谷等益筆）の重要文化財指定について

事務局：現在、国宝として毛利報公会が保管してらっしゃいます『四季山水図（雪舟筆）』の附として副本『四季山水図（伝雲谷等顔筆）』がありました。雲谷派の研究が進みまして、雲谷等益筆ということが判明しました。雲谷派の評価の高まりのなかで、国宝『四季山水図（雪舟筆）』の附指定から外し、『四季山水図（伝雲谷等益筆）』として単独で重要文化財指定を受けることになりました。これは国の審議会を経てすでに報道発表もされまして、令和5年度には正式に公表されると聞いております。

また『四季山水図（雲谷等益筆）』が附から外れるのと同時に、『造雪舟氏・四季山水図跋』と狩野古信模写の『四季山水図』とが新たに附指定になることが決定しております。さらに、雪舟を継ぐものである雲谷派を評価する気運が高まったことで、毛利報公会所蔵のものだけでなく、山口市の常栄寺などが所蔵している雲谷派のものも同時に指定される予定とのことです。

- 防府市歴史文化財読本等の刊行物について

事務局：前回の審議会以降に、防府市教育委員会文化財課で発行した刊行物をお配りしております。内訳としましては「市内文化財マップ」「防府市歴史文化財読本」「英雲莊庭園整備完了のリーフレット」各1部です。

「防府市歴史文化財読本」につきましては、市内の中学生に配布し、授業等で活用してもらうようにしております。来年度以降も毎年中学1年生に配布していく予定です。

・国史跡『周防国分寺旧境内』保存整備事業について

事務局：周防国分寺境内で行っている土壙の修復事業で、現地で説明させていただいたところです。

・県指定史跡『防府天満宮大專坊跡』保存整備事業について

事務局：来年度以降、新規の事業として立ち上げる予定です。県指定史跡『防府天満宮大專坊跡』は所有者である防府天満宮から大專坊跡を囲む土壙剥落のき損届が提出されておりまして、原因としては排水不全による土壙の浸食であることが判明しております。このため、排水設備の充実と土壙の修復を行いたいという意向をうかがっている状況です。来年度県の補助を受けながら事業を進めていく予定にしております。

4 その他

事務局：埋蔵文化財に関する事業につきましては、現在、市内遺跡地図を作成し、周知の埋蔵文化財包蔵地範囲内で工事を行う場合、施工業者の協力を得ながら調査を行っている状況です。また、包蔵地範囲外の遺跡近隣地などで遺跡を確認した場合は、遺跡範囲の拡大や新規の発見ということで、発見届を出して周知を行っております。今年度行った伊佐江・鞠生松原塩浜跡（中世の塩生産遺跡）の試掘調査では、遺跡の内外に跨る田の遺跡外にあたる部分で新たに遺構の広がりを確認しましたので、遺跡範囲を拡大いたしました。このような変更についても隨時ご報告していきたいと思います。

議長：何か質問・意見等はございますか。

D委員：議事には上がっていませんが、前回の審議会の際に市庁舎の発掘調査を拝見いたしました。これまで防府では古墳時代の古い時代については不明な点が多くて、その時期に属する下層遺構は情報収集の点では貴重なもので、上層では中世の遺構を検出しておりましたね。出土した遺構・遺物から非常に重要な遺跡であることが窺えまして、非常に興味深いものであったと記憶しております。この遺跡の発掘調査が今後も続

くと聞いておりましたが、続報の連絡がありませんでしたので、その後の進捗がわかりませんでした。

今審議会の開催前に新庁舎建設現場を拝見いたしましたが、だいぶ工事が進んでいくように見えましたので。市役所敷地遺跡の調査についてはどのようになっておりますか。上層・下層の遺構はどちらも存続期間が短いか、またはなかったんでしょうか。それか、調査ができなかつたんでしょうか。どのようになっていますか。

事務局：調査自体は一昨年の6月に終了しております。次の敷地については工事立会というかたちでこれから行う予定となっております。

D委員：はじめ拝見した調査区よりも工事の掘削面積が大きく感じるが、その部分は拡張調査をしたのですか。

事務局：その部分については、これから工事立会を行う予定です。

D委員：調査自体はこれからまだ続くということですか。

事務局：調査でなく、工事立会として行うことになります。

D委員：それで大丈夫なんですか。

事務局：県からそのように指示を受けております。

D委員：市の方から工事立会にするという意見書を提出するのではなく、県の方から工事立会の指示があったということですか。

事務局：新庁舎については、一部図面の変更があったため県に再提出し、その際に変更部分は県から工事立会という回答をいただきました。

D委員：工事立会を先行させて大丈夫ですか。問題が起こった場合、仮に重要な遺構・遺物が出土した際に設計変更や工事期間の延長は可能なんですかね。この場合、対応するのは役所ですから。これまで市内外の業者さんには文化財保護法に則って、例えば工事の停止とか工事主体者に対する発掘調査費用の負担、工事の延期などをお願いしている側ですから。市がお願いされる側になった際に、民間業者への対応と齟齬がないように、十分な対応がとれるように、建築側に強く訴えるべきと思います。先々問題が発生して炎上したりしないように、府内協調を文化財課がイニシアティブをとつて回していくいただくように願います。それから、調査成果はこまめに教えていただければと思います。

議長：重要な意見なので、建築関係者各位には是非お伝えください。他に何かありますか。

I委員：国分寺の仁王像の損傷の度合いは実感として確認しましたけれども、これは防府市文化財審議会として修理に移る確認をしたということになるのだろうか。

議長：審議会としては意見を出して伝えるだけで終わりなので。

H委員：具体的に今後どのように進んでいくのかは教えていただきたいです。

I委員：現場で色々な意見が出ましたけども、文化財審議会としての意見は、事務局に対してまとめる必要があると思いますが。流れとしては、修理を行った方がよいという意

見になりますよね。

議長：初めにあった H 委員の解体修理の方向性についての意見でよいと思いますが。修理をしなさい、ここまでやりなさい、と言う立場にはないですね。

I 委員：事務局からの報告に対して委員は意見を具申すればよいわけですが、審議会から出した意見を事務局はご理解いただいているということですね。

事務局：いただいたご意見についてはしっかりと把握しております。

I 委員：審議会としてはそれで役割を果たしたということですけども、実際に解体修理をすると約 1 億円が必要になるわけですね。所有寺院の負担が 5 千万円としても、負担が大きく心配です。費用やその負担については事務局が判断なさればよいとは思うんですが、意見を出した委員としては、責任上気になるところではあるんですね。

事務局：この見積額は、数年前に現物を実際に見ないままで写真・電話だけで依頼して出してもらった額ですので、実際に現地に業者を招いてきちんと見積りを出してもらいたいと考えております。国分寺側も仁王門に仁王像がないという状態は避けたい、修理を行いたいという意向で、見積業者の招聘費用も出します、とのことでした。きちんと見積りを行いまして、国分寺の意向との調整を行った上で、保存修理の方法や工程を協議しまして、文化財審議会に随時報告しながら進めていきたいと思います。

議長：I 委員のお気持ちもわかります。なんとかしたいとは思いますが、解体修理が始まれば専門的な立場から意見したりなどの側面的な協力しかできないと思います。審議会としては初めに出た解体修理の方針を基本意見として出したということで、それ以外は事務局が国分寺とともに作業を進めていただくことになります。そのような立ち位置になりますので。

I 委員：山口市の興隆寺は檀家さんのいらっしゃらないお寺なんですが、市原住職が非常に行動的な方で、修理のためにクラウドファンディングをやられまして、修理費用を集めましたとかがいました。今後の寺院の負担を考えると事務局の方でもがんばって国分寺に助力をお願いしますね。

議長：では、これで全ての議事を終わります。